

公益社団法人 成年後見センター

# リーガルサポート かながわ

## のごあんない

～大切なこれから的人生を、あなたご自身で考えてみませんか～

「成年後見制度」のことなら  
リーガルサポートにご相談ください



公益社団法人 成年後見センター

## リーガルサポートかながわ

ホームページ <http://ls-kanagawa.jp>

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポートかながわは、  
神奈川県内の司法書士で構成されています。

【平成23年4月1日 成年後見センター・リーガルサポートは認定を受け公益社団法人に移行しました。】



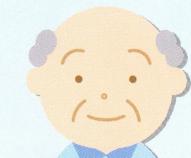


# 成年後見制度とは？

## 任意後見

今は元気。  
でも、将来が心配…。

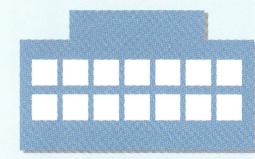
さらに…  
任意後見契約と併せて  
任意代理契約や死後の事務の  
委任契約を締結したり、  
遺言書の作成も行い  
将来に備えることもできます。



本人

任意後見  
契約  
(公正証書)

後見人



家庭裁判所

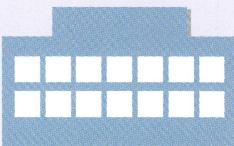
選任

監督

任意後見監督人

## 法定後見

判断能力が  
衰えてきた。



家庭裁判所

### 判断能力の程度による区分

本人の判断能力 支援する人

後見	全くない	成年後見人
保佐	特に不十分	保佐人
補助	不十分	補助人

支援する人を監督する監督人が選任される場合があります。



本人

申立  
(近親者・  
市区町村長)

選任



成年後見人

保佐人・補助人

選任



成年後見監督人

監督

保佐監督人・補助監督人



# こんな場合にご相談ください。



## 老後が心配



ひとり暮らしの老後を安心して過ごしたい。施設などに入るための契約をしたり、費用を払ってもらいたい。



## 父が認知症



父の入所費用を支払いたいが父の口座から預金を引き出せない。



## 遺産分割協議ができない



相続人に判断能力の不十分な方（認知症・知的障害者等）がいるので、遺産分割協議が困難。



## 消費者被害に遭っているようだ



ひとり暮らしの母。実家に行ったら使うあてもない新しい布団が山積みになっていた。

# Q & A



お金はどのくらいかかるのでしょうか？



誰が後見人になるのでしょうか？



**A** 法定後見の場合、後見事務費用や後見人の報酬は、被後見人の財産の中から支払われることになりますが、報酬は資力その他の事情によって家庭裁判所が決定します。任意後見の場合、ご依頼される方の事情に応じて契約によって決められます。まずはお問い合わせください。



**A** 親族の中に適任者がいる場合、その親族が後見人になります。但し、家庭裁判所の職権で法律や福祉の専門家を選任する場合もあります。

成年後見人等候補者にお心当たりのない方に対し、当団体の後見人・後見監督人候補者名簿に登載されている会員（司法書士）の中から、候補者をご紹介する制度もありますので、お気軽にご相談ください。

## リーガルサポートかながわのご案内

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポートは、平成11年に社団法人として全国の司法書士によって設立され、「公益活動」を一層充実させるため平成23年4月1日に公益社団法人として新たにスタートいたしました。成年後見執務を専門に取り扱う団体としては、わが国で唯一の全国規模の公益社団法人です。

リーガルサポートかながわは、神奈川県内におけるリーガルサポートの支部として発足しました。成年後見制度の普及・啓発及び専門的知識を持った成年後見人(司法書士)の養成・推薦に努めております。

### 事業のご案内

#### 成年後見に関する相談

- 電話による無料相談(毎週3回)

日時:月曜日および金曜日(午後3時~5時)・水曜日(午前10時~12時)

**TEL. 045-663-9180**

- 面談による無料相談(要予約)

日時:毎週水曜日(午後3時~5時) 会場:神奈川県司法書士会館ほか

**TEL. 045-640-4345**

#### 一般市民向け出張講座

- 成年後見・相続・遺言に関する市民向け講座の講師を、福祉施設・団体・グループ・学習会などに派遣します。(専門職を対象とした講座も可)

・受講者の人数の多少は問いません。

・講師料は事前にご相談ください。

・会場設営費、資料印刷費、交通費等の実費は主催者側でご負担ください。

※お申し込み・お問い合わせは、TEL.045-640-4345まで



公益社団法人 成年後見センター

**リーガルサポートかながわ**

〒231-0024 横浜市中区吉浜町1番地 神奈川県司法書士会館内

**TEL:045-640-4345 FAX:045-640-4346**

ホームページ <http://ls-kanagawa.jp>

JR根岸線「石川町」駅北口(中華街口)下車 徒歩1分

